



筑紫女学園大学リポジト

A Transcription of the Jiyouroku Preserved in Hakata Mangyo-ji Temple

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 八嶋, 義之, YASHIMA, Yoshiyuki メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/1003

博多萬行寺所蔵「寺要録」翻刻

八 嶋 義 之

はつごう

本資料は福岡藩における浄土真宗西派の触頭を務めた博多萬行寺に伝来した資料である。表紙には「寺要録」と記され、第一から第三までの計三冊が残されている。今回は「寺要録 第一」¹の翻刻を掲載する。「寺要録」は香典などの反古紙を使用して、竖帳形式で調製された草稿である。全七三丁。法量は二四・五×一五・五。作成年代は嘉永六年（一八五三）三月、作成者は萬行寺第十八世住職の龍城である。

一、「寺要録」の編纂者

萬行寺は、はじめ普賢堂町に草庵を結び、その後馬場町（萬行寺前町）に寺を建立、のちに現所在地である祇園町へ移転した。三世理善の代、天文二十三年（一五五四）に證如上人より筑前国の触頭役に任命され、また初代福岡藩主黒田長政からは、慶長十年（一六〇五）五世正海の代に触頭へ任命されており、福岡藩の真宗西派寺院三〇〇余カ寺を統括する触頭役を、徳栄寺・光専寺とともに近世を通して務

めた寺院である。

第十八世龍城は、文政三年（一八二〇）五月に福岡藩へ提出された萬行寺の由緒書の控、第十七世曇龍の項に「実子正徹を藝より養ふて後住にせんと願ふに、蒙 御免事ハ今文政三庚辰四月三十日」とあり、初めは正徹と名乗り、文政三年四月三十日に福岡藩の許可を得て、父曇龍の後継として芸州から来たことがわかる。また、同年六月廿四日付島田主膳宛の書簡によると、幼年であったことを理由に在国自得度による得度を受けたことがわかる。住職への就任時期は不明であるが、曇龍が天保七年（一八三六）七月二十八日付で隠居を許可され、「触頭加談役」に任命されているため、その前後で就任したと考えられる。

なお先の由緒書控には、曇龍は第十六世正栄が文化十年（一八一三）に死去した後、萬行寺門徒の懇請により、文政元年に芸州沼田郡緑井村専蔵坊より転任、萬行寺の住職となったと記されている。

二、編纂の意図・方針

「寺要録」編纂の意図はその序文に明記されている。古い記録は存在するも纏まっておらず、「人の事ハ可調、我事は暗し」とあるように、記録は配下諸寺の事ばかりで、萬行寺自体については参照とすべきものがなかったようである。そのために当時寺に残存した史料や旧記・申し伝えなどを集めるのだと記されている。

「寺要録」は、史料や旧記を転写するにとどまる場合も多いが、一方で典拠とした史料を挙げたのち、「…存候」、「龍城按二…」、「十八主日…」など、龍城による意見・疑問を注記のように記した箇所が随所に見られる。このことから「寺要録」編纂の意図が、単なる既存の記録類の再編集、便覧化にあつたのではなく、萬行寺に関わる各事項を再確認するとともに、その歴史を再構築することにあつたのではないかと考えられる。

内容については次章でみていくが、「寺要録」三冊は記載される内容がすべて異なっている。「寺要録 第三」には個別的な内容が記されるため、「清書之節ハいろは分ケニ可致事」とその編纂方針が示されている。また続けて「見易キ様ニ候事」とあるのは、他巻にも共通することではあるが、草稿であるため各文書の引用や補注のやり方に差異があり、それを統一する目的があつたかもしれない。

名称については、「寺要録 第一」の表紙に「寺要考録」、序文の後に記載される内題では「万行寺要録考録」と訂正が加えられ、推敲の跡が見える。序文に「博多年行司二近來津要録出来候間、右へ準して此

書を作ル」とあることから、「寺要録」の名称は、博多年行司の記録である「博多津要録」（以下「津要録」）にちなんで命名されたものと思われる。

余談になるが、「寺要録」には「津要録」に関する記述が若干含まれており、ここで少し指摘をしておきたい。

「津要録」は萬行寺と同じく博多にある櫛田神社に所蔵され、すでに翻刻・出版がなされており、その解説において編者、成立や伝来について詳細な検討が行われている⁷⁾。編者は博多川端町の年行司原田安信、記述の年代は卷之一を欠くため開始年は不明であるが、宝曆九年（一七五九）をもって終わっている。しかし、「寺要録 第三」⁸⁾には、「津要録」の宝曆九年以降をうかがわせる記述がある。

○津要録と申ハ、根元年行司役所ニ在之秘録也、是ハ川端町万屋伊平次之祖父、古キ反古見付清書致置候ものニ候由、釜屋半平六十八主承り申候、近來之博多津之要用ハ、追々只今之年行司後見伊藤久右衛門分申付、調ニ相成居候由

この記述から、釜屋半平から入手した情報であるが「津要録」が年行司役所に収められていた記録で、川端町の万屋伊平次の祖父が編集したことがわかる。この祖父が原田安信のことであろうか。記述年代については、宝曆九年から九十年以上経過した嘉永六年（一八五三）に作成された「寺要録 第一」の序文で「近來津要録出来」とあることから、宝曆九年以降も引き続き編纂が行われ、嘉永に近いある段階

で一応の完成をみたものと推測される。さらに記述からは、嘉永頃に年行司後見伊藤久右衛門の指揮の下「津要録」を継ぐと考えられる記録が編纂されていたこともわかる。

このように「寺要録」の記述は、「津要録」の記述が宝暦九年で終わらず、その後も継続的に編纂活動が行われていた様子をうかがわせている。

三、「寺要録」の記載内容

「寺要録」の各巻に記載される内容は【表】の通りである。第一巻は福岡藩における御礼式と寺地に関する事項、第二巻は大判、つまり宗門改について、第三巻は萬行寺が関わる個別的な事項について記されている。このように記載される内容は、巻によってその性格が大きく異なっている。

三巻の記載の順番は、おそらく萬行寺にとつての重要度が考慮され、決められたものと考えられる。第一巻の表紙には、御礼式、寺地坪数と並んで「大判一件」が記されていたが、それが削除され第二巻として一冊にまとめられた理由は、宗門改の内容として記載する事項が非常に多かったためであろう。

また、「寺要録」の編纂目的が「我事」を明らかにすることであれば、萬行寺の由緒が含まれていないことが疑問としてあがるが、これは意図的に記載されなかったものと考えられる。

萬行寺は、藩命により「筑前国統風土記拾遺」の編纂を担当した青

柳種信に対して、文政三年（一八二〇）三月二十二日付で曇龍が編纂した由緒書を提出しており、その後加筆・修正がなされ、同年五月に再提出が行われている⁹⁾。その内容は開基空性から曇龍までの歴代住職の履歴、末寺、寺領、寺宝などの詳細な書き上げである。

また、本山へも天保十五年（一八四四）八月と安政四年（一八五七）に龍城が編纂した由緒書が提出されている¹⁰⁾。天保五年提出分は、開基空性から五世正海までの履歴と寺宝・所蔵文書類の紹介、触頭濫觴の事などが記されている。安政四年提出分は開基空性から五世正海までの履歴が記され、特に正海の働きによって筑前国内の真宗が西派へ統一されたことが強調されている。

青柳種信へ提出された由緒書は、萬行寺の創建からの由緒および寺領や寺宝に至るまでを網羅的に把握することを目的としていたが、本山へ提出された由緒書は「九州御末寺一統身分不慥之儀も有之、御取締りとして・・・（中略）・・・当寺由緒并触頭濫觴共書認可差出旨被仰渡¹¹⁾」とあるように、本山や福岡藩領内における萬行寺の立場やそれが確立した由来を確認することが目的であったため、福岡藩、本山両方から触頭に任命された時の住職を務めていた五世正海までの履歴で記述が留められたものと考えられる。

以上のように、嘉永六年の「寺要録」編纂に至るまでに萬行寺では福岡藩や本山の求めに応じて、性格の異なる由緒書を作成・提出している。その提出先によって多少性格を異にすることも、由緒書を受理した藩や本山によってその内容は正式なものとして捉えられる。そのため、記載の内容は、藩や本山が認める萬行寺の「正式」な歴史と

して機能することとなる。

「寺要録 第一」の序文にあるように「我事に暗し」という状況を解消するために参照とすべきものを編纂することに目的があるとすれば、編者の龍城としては、すでに参照すべき「正式」な記録として完成している由緒書から、その内容を改めて「寺要録」に収載する必要性を認めなかったたのであろう。

四、編纂のための典拠資料

「寺要録」編纂における基本的な典拠資料として、歴代住職が記した「由緒記」を多く確認することができる。また【表】を確認すると、萬行寺内で作成された他の各記録に加え、達書や触書などの書類が見られる。さらには萬行寺外の史料として「石城誌」、「博多名所図会」、「貝原風土記」（筑前国統風土記）、「博多細伝記」といった地誌類や、「信長記拾遺」、妙行寺所蔵文書などの史料、博多町人からの聞き書きといった多くの史料がその典拠として挙げられている。

「寺要録 第三」には、「博多古文志」、「同古文紀」、「同古典記」、「博多記」、「石城誌」、「津要録」、「櫛田記」、「博多財傳記^(細)」、「風土記」が列挙され、その後に「十八主ノ曰、右ハ当寺之事も右之書江書加可有之哉と被存」とある。また「細傳記」については「只今之書林掛町次助江致所持候二付、十八世龍城借受ケ見候」との記述があり、龍城が実見していることがわかる。列挙されたものの中には【表】の典拠に挙がる史料と重なるものがあり、龍城が閲覧したことを確認できる。

このことから、これら列挙された史料について、【表】の典拠と重ならない史料についても、龍城が実際に閲覧した可能性は高いものと考えられる。

おわりに

「寺要録」は、萬行寺に関する各事項を寺内に残存する史料を典拠の中心に使用しながら寺の記録として編纂されたが、一方で博多津中に存在した各種史料も併せて参照され、博多に関連する記述が多数含まれている。そのため博多に存在する一寺院としての記録にとどまらない、博多を理解するための記録としての性格も併せ持っており、貴重な史料といえるだろう。

紙幅の関係上三冊すべてを翻刻・掲載することが叶わず、今回は一冊分の掲載に留めたが、残り二冊についても今後随時翻刻を行い、紹介することにした。

【註】

- (1) 「寺要録 第一」（萬行寺資料三八一六、萬行寺蔵）
- (2) 「御尋二付申上由緒書」（萬行寺資料三九〇五、萬行寺蔵）
- (3) 「寺記草稿」（萬行寺資料二六六、萬行寺蔵）
- (4) 星野元貞編『筑前国諸記』（同朋出版、一九九三年）二〇三、二〇四頁。
- (5) (4) 三五五頁。

(6) 曇龍の事績については、鷲山智英他「博多萬行寺所蔵『龍華門標』、

『龍華札規』、『龍華門條』翻刻」(『人間文化研究所年報』第二十九号、筑紫女学園大学人間文化研究所、二〇一八年)を参照のこと。

(7) 秀村選三他校註『博多津要録』第一卷(西日本文化協会、一九七五年)

(8) 「寺要録 第三」(萬行寺資料三八一八、萬行寺蔵)

(9) 藩に提出されたものの控ではなく、どちらも編集過程がうかがえる

草稿である。三月提出分は「続風土記拾遺御用二付萬行寺書上草稿
一卷」(萬行寺資料二六五、萬行寺蔵)、五月再提出分は「寺記草稿」

(萬行寺資料二六六、萬行寺蔵)。「寺記草稿」については、『新修福
岡市史資料編近世3 町と神社』(福岡市、二〇一八年)に翻刻・掲
載されているため、参照のこと。

(10) 天保十五年提出分は「御尋二付申上由緒書」(萬行寺資料三九〇五、
萬行寺蔵)、安政四年提出分は「萬行寺由緒略」(萬行寺資料
三九〇六、萬行寺蔵)。藩への提出分と異なり、加筆・修正の跡は
なく本山へ提出されたものの控と考えられる。「御尋二付申上由緒
書」は福岡市文化財叢書第四集『福岡市内寺社資料調査報告書一
浄土真宗萬行寺資料・浄土真宗光専寺資料』(福岡市教育委員会、
二〇一五年)に翻刻・掲載されているため、参照のこと。

(11) 「御尋二付申上由緒書」(萬行寺資料三九〇五、萬行寺蔵)

末筆となりましたが、資料の調査・研究にあたって、萬行寺の住職・

副住職のご理解・ご協力を得たことに感謝の意を表します。

【凡例】

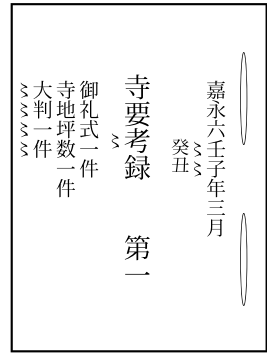
一、原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原史料で
正字の使用が明らかな場合、正字を用いた。

一、適宜、読点「、」、並列点「・」、校訂者の注() を付した。

一、繰り返し記号は、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ヽ」、
を用いた。

一、虫損や破損による欠損は字数が判別できるものは□、できないも
のは「 」で示した。

一、塗抹や重書などにより判読ができない文字は■で示した。なお史
料の性格上、塗抹が多く存在するため、適宜見せ消し「ミ」を付
したり、多量な場合は「 」で括り、(以下塗抹)などの傍注
を付した。



序

当山古記雖有治乱多是配下法中之事耳、於当山之可^レ記之条或ハ却テ无之、^{〔朱筆〕}一人の事ハ可調、我事ハ暗し、今反古之仲古紙有ヲ見出し、又ハ旧記申伝を一緒ニ集メ寺要録トス、博多年行司ニ近來津要録出來候間、右へ準して此書を作ル

考

万行寺要録 完 第一

^{〔朱筆〕} 癸丑 壬子 一八
嘉永五癸丑年三月

十八世龍城編^{〔朱筆〕} 艸

万行十八世積龍城編^{〔朱筆〕} 艸

○御礼式之事

安永二癸巳年三月正清師ヨリ御国法江被差出候当寺由緒記曰
年始御礼分明ニ相知不申候得共、元和年中^{〔平出〕}方治之頃迄独礼被 仰

付由伝承候、其已來御礼寺格唯今之通ニ御座候、文

又、一書由緒記御国方江被差出候分ニ曰

但、十四世正清師の代、年号不分

正清師ハ寛延三年出生、天明七ニ死去、住職ハ十三年、十四歳ニ

て被仰付、然ハ現住正清と右由緒記之末ニ認有之候ニ付、宝曆十

三方明和、安永、天明七迄之事と相見候

御国法御触書を吟味致候へハ、由緒認差出方被仰付候年月大体相

分り可申間、夫を以此由緒書之出テ候年月相考可申事

但、十三世正賛明和八辛卯年六月十六日死去と右由緒記ニ有之二

付、明和已後と相見候事

一年始御礼

第五代正海代^{〔平出〕}第十世正賛迄独礼被 仰付、其已後之儀は記録分

明ニ無御座候」文

○又由緒記曰 ^{十四世現住正清師下有之、此間正清師之代御尋ニ付申上候分}

一年始御礼 ^{但、年号相分不申}

第五世正海代^{〔平出〕}第十世正讚賛迄独礼被 仰付、其已後之儀ハ記録

二分明ニ無御座候」文

○又由緒記曰 ^{十七世曇龍代御尋ニ付申上分御国法江申出分、但文政三年青柳勝次江}

出分、但其後文政九年又々書加、清書之上同人江差出ニ相成候事、文

政三年之分ハ被引^{〔朱筆〕}下候事 ^{古來相勤來候}

一年頭御礼 ^{〔平出〕}
但、五代正海^{〔平出〕}方十代正賛迄ハ依 御命独礼勤來候、其後之処分明

ニ無之由伝へ申候」文

○万行寺由緒記曰

天保六年未十二月町奉行建部孫左衛門殿江出候、十七世曇龍代
但此分風土記御用ニハ無之、此時寸志銀の賞答ニテ御礼式被
仰付旨内分建部氏嚮ニ付、触頭三ヶ寺共々書出候分

一拙寺儀ハ第五世正海代ノ第十世正讚迄依(註)御命独礼相勤申候、尤

其後只今之通相勤申候趣十四世正清代御尋ニ付申上候、年代は安

永二癸巳年三月之事と相見へ申候、私代々至候てハ文政三庚辰三

月廿二日之蒙御尋同様ニ申上仕候」文

○「伊丹ハ天保五甲午三月三日御触ニテ寺社引切受持、同年八丁

西六月五日裏判へ転役也」

○天保六未十二月廿八日、寺社奉行伊丹九郎左衛門殿ハ呼出之上左之

御書付相渡、則式人礼ニ被 仰付、且又寺内絹帶御免之事、但翌天

保七申年正月四日万行・徳榮一組、光専・妙行一組ニテ御礼申上候

事

此御書付触頭東西四ヶ寺いづれも同様之事(以下塗抹)同様之事、但し其後右

式人礼ニ付諸宗方故障申立御取上ケニ相成御事候、右御書付四ヶ寺

共ニ御上江相納畢、其節触頭四ヶ寺共ニ古銅香爐拜領、諸寺内并女

子絹帶は、万行当住籠城、徳榮当住義圓、光専当住義謙、妙行当住

湛瀛、右一代限り御免之事、時は且又天保七申正月四日順御礼之節

頂戴之所ハ四ヶ寺之内置付御熨斗ニ候事」

右御書付写左之通

万行寺

触頭役寺被(平出)仰付置候処出精相勤、触下宰判筋行届、此節一派申合

寺々方寸志銀之儀申出、自身ニも指出、志を相立候段彼是達御聴候、

依之以来年始御礼御広間上之御間ニをいて被為(平出)請候、且又坊主并

女子其他行之節絹帶御免被成候、委細は寺社方より可相違候事

未十二月

但シ、五ヶ寺并独礼十六ヶ寺相濟、神職六人相濟、其次万行・徳

榮・光専・妙行御広間上之間ニテ二人ツ、御礼申上ル、熨斗匏ヒ

置付頂戴、尤(平出)殿様御弓之間ニ御出座、夫方惣礼之寺社御広間・

二之間ニテ御礼申上、委細ハ年始御礼一件之記ニ有之(以下塗抹)第一櫛田

宮社家祝部陸奥守、同但馬、夫方春吉専立寺、志摩蓮照寺、上座

郡萬徳寺、右三ヶ寺一同御礼申上ル、夫より天台宗直方雙林院方

時宗触頭称名寺迄先例之通御礼、引続キ此次ニテ上座長念寺、夫

方福岡真福寺より妙静寺谷村長榮寺迄、夫より上座勸正寺、西宗

寺、順光寺、専光寺、法蓮寺、西念寺、正蓮寺、光宗寺、品照寺、

真教寺、法教寺、建立寺、光福寺、夫方真宗東シ善龍寺、西教寺、

蓮正寺、圓徳寺、浄慶寺、専性寺、豊丹生日向寺

右以下先規之通御礼申上候事

右之内専立寺、蓮照寺、萬徳寺、右三ヶ寺ハ天保六未冬御賞譽

ニ付彼所ニおゐて御礼申上ル、其余云々御礼式」

一其後諸宗方真宗はウハソク同様、又は清僧・肉僧之次第清僧・濁僧

之次第、且は於真宗ハ優婆塞同様杯申立、開宗前後之次第、又ハ右

三ヶ条等ヲ以故障申立、清僧は肉僧を下ニ可相下ル誤ケニ無之、已

前之通不被仰付候ハ、本山々々江可申出旨、寺社役伊丹九郎左衛門

江申出、伊丹方も諸宗本山方彼是申来候ハ、如何可致哉、奉行職役

難渋之旨横折御家老衆江差出、夫方真宗方第一色々本山初メ関東始

又諸国ニテ御礼式真宗上座之例ヲ書立、町奉行建部孫左衛門手筋ヲ以御家老衆江内々申出候得共、御詮儀之上左之通被^(平出)仰付候事、則万行龍城、徳榮義圓、光専義謙、妙行湛瀛、各一代限寺内絹帶御免御礼式ハ已前之古来之惣礼ニ相成候事、于時天保十年亥十二月廿四日寺社役木山平助・三好市大夫方被相達候事、左之通

達書写

真宗東西派触頭

万行寺

徳榮寺

光専寺

妙行寺

御救方御仕法御取止メニ相成候二付、郡町浦々之者共方差上候永納銀差上切ニ被 仰付、御賞譽之簾々被 召上候、右ニ付東西真宗之寺々方差上候寸志銀も右ニ準儀ニ候得とも、出家之上殊ニ無祿之輩別て難洩も可致候間、格別之御詮儀を以寸志銀此節一同ニ御差返被成候、依之御賞譽之簾々も勿論不被及御沙汰儀ニ候得共、一旦志を相立御用達いたし候儀ニテ、坊主守始メ女子其他行之節絹帶着用致候儀其方一代是迄之通被 仰付候、尤年始御礼席は最前之通被相改候二付、被相渡置候御書附は返上可被致候事

十二月

右之通被相達四ヶ寺一同其席を退候間、其次直ニ触頭三ヶ寺計り又々本之席に呼出能被相達候

達書之写

真宗触頭

万行寺

龍城

徳榮寺

義圓

光専寺

義謙

御救方御仕法御取止メ相成候二付、差出置候寸志銀高此節一同御差返被成候条、御賞譽之簾々被相改メ候段は只今相達通二候、乍然最前志を相立候段寄特之至候二付、格別ヲ以御香爐被下候事

十二月

右之通被相達御香爐左之通頂裁^(殿)

万行寺江古銅雁、徳榮寺江同鴛鴦、光専寺江鷺名箱入

右相濟其次ニ妙行寺江は同様達、同寺江は古銅花入頂戴之事

一其後ハ古来之通惣礼ニテ御礼申上来候

○寺社附役野崎曾七被申候、正徳五年已後之事役所類焼ニテ帳面無之候得は記録相分り不申候、御上之旧記ニテは相分り不申候哉、御祐筆方へ御願御詮儀可然候、云々

一先住曇龍之曰、十四世正清安永二年巳三月申出之内、御礼之儀元和年中方万治之比迄独礼被 仰付由申出有之、また同代又其後正清又々申出一札之内ニは、代五世正海より十世正賛迄独礼被仰付等と有之、此中後之儀を宜シトス正トス、元和元年方万治三年まではわす

かに僅ニ四十六年也、且此年号代第六世西念之時ニ当ル、西念は天

調子可申、間違と存候

正十七年出生、元禄四年死去、百三歳ニなられ候、元和・万治此間なれば独礼之義何ぞ吾人ニ始て吾人ニおをわらんや、それは正清之

此コト取

二義之中後之説を吉好シトス、正海子は師ハ当山之中起興長政公ニ親シ等ト、正賛師は勢ヒ国君に接す等ト云云

〔貼紙〕真宗一派格別之勤功ニ付御礼席被 仰付置候処、彼是被申出候段甚不相濟候、乍然追て被申達も候事

右亥十二月廿三日

諸衆法中江

蓮池(性) 法照寺 龍宮寺 称名寺 千眼寺 安国寺 金龍寺 極楽寺

〔以下塗抹〕

〔貼紙下のため不明〕

同 四間式尺

入同

万行寺道

西

同 四間

入同

今井九平

一畠坪数千五百三拾壹坪

壹坪ニ付銀壹分五厘掛ケ

万行寺

銀式百廿九匁六分五厘

外ニ 一同八百三拾八坪

同寺

但し、表口四間式尺、入拾七間、券帳前道之分并次ニて横三拾

式間半、入七間半、夫方横三拾間半、入拾七間五寸七歩、諸物

成御免寺地

一同百貳坪

但、土手敷之分敷銀計り出

○寺地坪高之事

十式世正允記録ニ曰
当寺敷地覚

一坪惣高式千六百五拾壹坪

内

千七百拾壹坪は

地主銀上納地也

右之上納銀前々は壹坪七厘掛ニ候処、寛保亥年ヨリ壹坪壹分五厘

掛ニ納候、依て前々は百拾貳拾匁宛上納候処、亥暮方貳百五、六拾匁ニ及び、延享元子ノ暮は貳百九拾三匁五分八厘上納いたし候

但し、銀上納故銭之歩出申候

又、百貳坪

又、百貳坪 但し、立木三拾本

土手敷之分銀上納地也、前々ヨリ式匁五分宛致上納仕来候処、元

文四未年方七匁九分式厘宛上納致候、其後延享式丑年方拾三匁八

分六厘納候

又、八百三拾八坪

御免地也

表口四間式尺、入拾七間、前通之分并次ニて横三拾式間半、入七

間半、夫ヨリ横三拾間半、入拾七間五寸七歩、諸物成御免

又

万行寺曆代由緒録

赤間淨満寺俊嶺師、正因師弟子

十世正賛伝下曰

御免地、祇園町下

坪数八百三拾坪

但、表口四間式尺、入り拾七間

券帳前通り之分并次ニて横三拾式間半、入り七間半、夫方横

三拾間半、入拾七間五寸七歩

右ハ諸物成一切御免地

又

万行寺由緒記、十一世正賛下曰

十四世正清、安永二癸巳三月御国江御尋ニ付差出分

正賛代、馬場町之寺地狭ク相成候ニ付、当所祇園町江引地御願申

上候処、表口四間式尺、入り十七間、同横三十式間半、入り七間半、又横三十間半、入り拾七間五寸五歩御免地ニ拝領被仰付候、其外畠地等買求候等、文

同由緒記、十世正賛下曰寛政二庚戌年九月

正清入寂已後無住之節御国法江書出分

馬場町寺地狭ク相成候故、当所祇園町江引地御願申上候処、只今之寺地御免地ニ拝領被 仰付、其外畠地等買求候等、文

○同由緒記、十世正賛下曰

年号不分、但寛政四年子十二月十五日ニ宝物書付御尋ニ付、相納旨宝物付之帳ニ有之候ハ、右子十二月ニ此由緒記共一同ニ申出候歟、可考事但此書上之末二十四世現住正清と有之、可考

此代寺地替候馬場町屋敷只今之万行寺前町ニて御座候、所狭ク候故廟所年々ニ狭ク申■ニ付、唯今祇園町ニ寺地を見立御願申上、御見分御詮儀之上拝領被仰付候事

祇園町下御免地

坪数八百三十八坪 但し、表口四間式尺入り拾七間

券帳前通り之分并次横三拾式間半、入り七間半、夫方横三十間半、

入り拾七間五寸七歩、右諸物成一切御免地

其余分並之田畠等買添、唯今当寺伽藍地と成申、文

ノ

由緒記曰 文政九年、十七代曇龍御尋ニ付青柳勝次江出之分

一 拝領地之事

当寺十世之住持正賛、馬場町方只今之祇園町に相移申上、然処只今之土地惣高

式千六百五拾壹坪

内

八百三十八坪ハ

御免地

但、前通之分表口四間式尺、入拾七間

次ニて 横三十式間半 入七間半

夫方 横三拾間半 入拾七間五寸七歩

千七百拾壹坪ハ 地主銀上納地

百式坪ハ

銀上納地

是ハ數ノ字本書ニ落被相成候

○祇園町年寄甚右衛門手許控如左 文政六未年四月廿八日土居町金屋半平写来

〔貼紙〕 一八百三拾九坪 〔朱筆〕 〔○〕御寺分

一千七百拾三坪 内畠御上納分

内

九拾坪 正木金右衛門分

九拾坪 山崎勘兵衛分

外ニ 一百式坪は 裏奥上手 やふ銀御上納分

十七代曇龍五十四歳之節代之分

○一紙之切紙ニ曰

覚

万行寺

一 畠数坪数千七百拾壹坪

此内

九拾坪ハ

山崎勘兵衛

九拾坪ハ

正木金右衛門

✕

一同八百三拾八坪

同寺

但、表口四間式尺、入拾七間ハ御券帳前道之分、并次ニテ横三

拾式間半、入七間半、夫方横三拾間半、入横拾七間五寸七步、

諸物成御免地

一同百式坪

同寺

但、土手敷之分、此已後も敷銀計ハ出ル

瓦町東側間敷之覚

上ノ端ハ
一表口三拾五間壹尺五寸之間ハ

入拾七間也

右次ノ下り端迄
一同六拾五間式尺之間ハ

入拾六間也

✕

十八世龍城曰、此瓦町東側と有之ハ、瓦町東側上端方折々高間敷なるべし、次方下之端迄ハ十七間ト十六間ノ差別有之ニ付、折々高ナルベシ、又正木金右衛門九十坪と有之ハ、文政十亥年経蔵之地当寺江金右衛門方買入候分ニテ候哉、但此書付ハ文政三年ニ成候、可考一祇園町年寄鱒屋平四郎手許控如左

嘉永五年壬子二月写来

十八世龍城代門前東側之屏相築候節尋遣

町中御券帳前写

一四間式尺

入同

万行寺道

一四間

入同

今井藤助

一三間

入同

今井九兵衛

一四間

入同

正木金右衛門

✕

○一紙之剪纸ニ控有之分如左

以下塗抹
一惣高式千六百五十壹坪

寛政十三年之説ニハ惣高式千四百七拾壹坪と有之、尤土手敷之分

共ニ合テ右之高也

内

八百三拾八坪

八百三十九坪

祇園町券帳ニ
在之下云云

依寛政十三年説一土手敷分共ニ、合テ惣高式千四百七十壹坪と有之

一惣高式千六百五十壹坪

内

八百三十九坪と祇園町券帳在之

御免地

但、前道之分

表口四間式尺

次ニテ横三拾式間半

夫方横三十間半

「絵図ニテハ山際迄ニ相成

入拾七間

「拾七間と有之分ハ不宣
入七間半

入拾七間五寸七部

「絵図ニテハ山際迄ニ相成

寛政十三年説にては千六百三十壹坪と有之、
又一書二千五百三拾壹坪と有之

地主銀上納地

千七百拾壹坪ハ

銀上納地

百貳坪ハ

奥土手敷之分

右寛政十三年之記と申は、当寺春秋兩度大判受持二付、壹人二付
頭壹文切頼立之儀頼入候文言中ニ在之、下の大判一件之中ニて見
合可申事

但、此段ハ無住歟ニて書取不分り勝二有之候得は、証拠ニは難
相成候得共、為念右書付をも此処江出置もの也

以下塗抹
二右之通地面坪高相違二付、寺社御役所眷帳之表吟味相頼之儀相頼
候処、左之通寺社役附衆頭取野崎曾七殿方写来分如左

一書

又、一書之切紙

又、一枚之書曰

此分寺社御役所方当寺江十世正賛二世正因之時相渡候書付下札と
相見候得共、其後記録ニハ相見へ不申、判ハ寺社御役所之判と相
見候事

祇園町下

万行寺抱

一畠坪数千五百三十壹坪ハ

壹坪ニ付壹分五厘掛り

地主銀貳百貳拾九匁六分五厘

外ニ
一坪数八百三拾八坪ハ

同寺

但、表口四間貳尺、入拾七間眷帳前道之分并次ニテ横三拾貳間

半、入七間半、夫方横三拾間半、入拾七間五寸七歩、諸物成御
免寺地

一同百貳坪ハ

但、土手敷之分、此已後も敷銀計加ル

右之通記録寺地坪数増減有之不分二付、十七世曇龍代寺社御役所眷
帳当寺分吟味之儀内分相頼寺社方手附役衆江相頼被置候処、左之通
写来候事、但天保四年巳四月二候事、此儀万行寺格録二出ツ

万行寺格録二曰

東写

表口三間

入拾七間

今井甚右衛門

同四間貳尺

入同

万行寺道

同四間

入同

今井九平

一畠坪数千五百三拾壹坪

壹坪ニ付銀壹分五厘掛り

銀貳百貳拾九匁六分五厘

万行寺

外ニ
一同八百三拾八坪

同寺

但、表口四間貳尺、入拾七間、券帳前道之分并次ニテ横三拾貳
間半、入七間半、夫方横三拾間半、入拾七間五寸七歩、諸物成

御免寺地

一同百貳坪

但、土手敷之分敷銀計り出

一右之次第二候へハ御役所之記録を以相居り可申儀候処、如何之都合

二て十二世正因の記録中畠数等致相違候哉と存候処、此記左之次第
ニて相分り候

且又右正因時之記録ニ、寛保三亥年ノ寺主銀上納相増と有之候へハ、
年々其割合をレ以上納致来儀ニ候半間、寺地相増候分寺社方券帳ニ無
之共当寺地面ニ相違ハ無之儀ニ候事

寺格録曰

一当山境内地面御改畠割出ニ相成事

寛保三年亥三月大乘寺と新川端町上境目諍論ニ付、双方願出ニ相成
仍て願立則間數御改有之

此勢ニ乘し其節津中町々寺院をも御改ニて、券帳面之外ニ内畠割出
とニ相成、当山寺も其一と相成此時同様割出ニ相成候事

此時出役

寺社奉行 田宮甚大夫
隅田清作

御分見方 廣庭羽八之丞

相部宇右衛門
年行司 柴藤小兵衛

同年十一月内島地主銀上納ニ相成候事

右ハ文政三辰九月十七世曇龍代、土居町釜屋半平ノ取調子申出候事

又

一其後安永二年七月五月山崎勘兵衛是は榑田社家町ニ住スノ当寺江抱分九

拾坪当寺江買求候旨ニ候事、勘兵衛方券帳当寺江差出候証文如左

○此分記録ニ無之、十七世曇龍反古之中ノ見付出し、十八世龍城此

処江書入候事

○但、右九拾坪買入候次第は櫛銀差引、山崎方不算用ニ付同人抱地
面当寺江御裁判歟ニて差入候哉と相見候

○右山崎氏ハ已前ハ当寺同前ニ居住致し、大家ニて町内も多分同人
抱地面ニ相成居候由ニ候事、其後は只今榑田社家町ニて綿屋九郎
右衛門と申候、川口妙行寺旦那ニ候事

写三

証拋之事

一祇園町下ニて私抱地主畠左之通
町屋敷尻境ノ次ニて
一地主畠九拾坪ハ

右之地主畠拙者所持仕居申候処、貴僧様御望ニ付代錢貳百目ニ
売渡、代錢請取申候処相違無御座候、御役所御帳面御勝手次第
ニ御直シ可被成候、被仰聞次第罷出可申候、右地主地ニ付少も
出入之儀無御座候、為後年年寄奥書取遣置候、為証拋如件

安永二年 七月

地主畠売主
祇園町下
山崎勘兵衛印
請人 山崎長兵衛印

万行寺

正清様

右之通相違之儀無御座候、町中相障申儀無御座候条、御役所御
帳面御勝手次第御直シ可被成候、為其奥書如件

同年七月

又、壹通之写如左 貳

地主屋敷売券書物之事

一博多祇園町下山崎勘兵衛地主屋敷左之通
地主銀高式百五十六匁六分五厘
一坪數千七百拾壹坪 万行寺抱

此内

百八拾坪

山崎勘兵衛抱

地主銀右之高之内

式拾七匁

右之通之地主屋敷勘兵衛所持仕居申候処、今度町中相談之上ヲ
以右地主地百八拾坪之内九拾五坪代銀式百目二相極又、勘兵衛
手前万行寺江永代二壳渡、以来共二無異儀相済申候二付、
御役所之御帳面今日左之通二相改申候、此段為御届如斯御座候、

以上

地主銀高式百五十六匁六分五厘
一坪數千七百拾壹坪

万行寺抱

此内

八拾五坪

山崎勘兵衛抱

地主銀右高之内

拾式匁七分五厘

安永式年

巳五月

祇園町下年寄
藤七

井本正左衛門殿

又壹通写 壹

地主屋敷壳券書物之事

一博多祇園町下山崎勘兵衛地主屋敷左之通
地主銀高式百五十六匁六分五厘
一坪數千七百拾壹坪 万行寺抱

此内

百八拾坪

山崎勘兵衛抱

地主銀右之高之内也

式拾七匁

右之通地主銀勘兵衛所持仕居申候処、今度町中相談之上を以右
地主地百八拾坪之内九拾五坪代銀式百目二相極、勘兵衛手前万
行寺江永代二壳渡以来共二無異儀相済申候条、御帳面左之通
二御直シ被成可被下候事
地主銀高式百五十六匁六分五厘
一坪數千七百拾壹坪 万行寺抱

此内

八拾五坪

山崎勘兵衛抱

拾式匁七分五厘

右之通御帳面御直シ被成可被下候、御定之通地主銀毎年十一月
切二無違滞御上納可仕上候、以来少二ても相違之儀御座候ハ、
連判中曲事可被仰付候、為其年寄判形仕指上申候、為後年連判
書物如件

安永式年

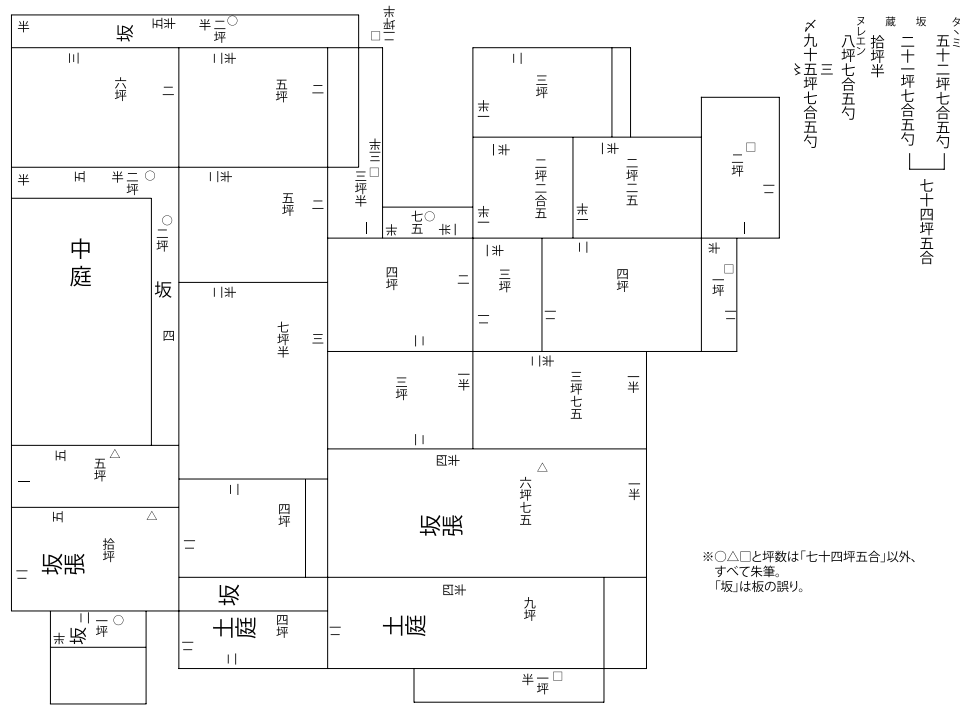
巳五月

地主屋敷壳主祇園町下
山崎勘兵衛
同買主同町万行寺
住持正清

同町年寄
藤七

同町
御奉行様

右三通之内にて奉行所并年行司江届書二八写二八九五坪と有之、
 当寺江印判相居候差遣候分二八九拾坪と有之五坪相違致居候事、



何等之訳ニ候哉、自然被書落ニ相成候を其儘にて正清師も速若哉
 失念ニ共ハ相成居不申候哉、但し御役所へ差出候届書を以本と致
 可申事ニ存候
 又、壹通写

○此分は右山崎氏方相頼、五坪当寺江遣候節ニ付年行司方之案文
 を山崎氏江相渡置候、夫を当寺差同人持參致置其儘ニ相成居候
 と相聞へ候、依之左之文言之中ニ代銀何程と計り有之員数無之
 事、右は全ク年行司方之案紙ニ相違無之事有之間敷と被存候
 ○且又瓦町年正木金右衛門方毎年左之目録を以地主銀取立来り候
 二付、此分をも為念写置候、其故ハ右山崎氏之売券証文之上ハ、
 当寺上納全ク拾式匁七分五厘にて宜敷候処、金右衛門方拾三匁
 五分取立来り候事
 此書付案紙之分を目当ニ致し同家江先年惣置、夫を以取立違ニ
 共ハ相成居不申哉と存候事

写

- 地主屋敷売券書物之事
- 一 博多祇園町下山崎勘兵衛地主屋敷左之通
- 一 地主銀高式百五十六匁六分五厘
- 一 坪数千七百拾壹坪
- 一 万行寺抱
- 此内
- 一 百八拾坪ハ
- 一 山崎勘兵衛抱
- 一 地主銀右高之内也
- 一 式拾七匁

右之通之地主屋敷勘兵衛所持仕居申候処、今度町中相談之上を

以、右地主地百八拾坪之内九拾坪は代銀何程二相極、勘兵衛手
前方万行寺へ永代二壳渡、以来共二無異儀相渡申候二付、御役
所之御帳面今日左之通二相改申候、此段為御届如斯二御座候、

以上

地主銀高式百五十六匁六分五厘
一坪数千七百拾壹坪

万行寺抱

此内

九拾坪ハ

山崎勘兵衛抱

地主銀右高之内

拾三匁五分ハ

祇園町下年寄
藤七

安永二年巳五月

井本正左衛門殿

一明和七寅八月十四代正清之時、山崎勘兵衛江借財差引一件如左

此分十八世龍城ハ山崎方九十五坪算用、右地面櫛代算用差引二付
同人抱之内九十五坪当寺江差代銀不不被差引二付、同人払不足と
御才判も有之哉二付、当寺江九十五坪払不足代銀之処江右地面を
以相戻し候哉と相考候

但、先住曇龍ハ勘兵衛江土地壳払二付受取書と被申置候ハ如何
之儀二候哉、是ハ左之当寺境内絵図面之内二、勘兵衛殿方江参
居候分と申地所有之二付被相考との事候儀哉と存候、追々考合
可申事、此子孫尚又御役所江詮儀を頼候へハ、直二相分り可申
候事

写

奉願口上之覚

一寛政四年未三月二、祇園町下綿屋勘兵衛方江指引之儀二付元銀
七百目証文を以借分二仕候

右之利銀年々利式割半二ノ百七拾五匁二て御座候、右之為引当
当寺内拾五ヶ年前植立置候櫛木百五十本相渡置候

一其末ノ秋櫛実ちきり候届有之二付、寺方小僧・小者致加勢候処
斤目五百八斤有之候、其翌年方八届も無之勘兵衛方拾九ヶ年
之間ちきり取申候、櫛木次第二はひこり、不掃除二御座候故切
除申度、右之指引仕與申様二段々掛合申候へ共、しらへ遣可申
内二て数年打くれ申候処勘兵衛相果、其後とやく手筋之もの
相頼詮儀仕候へ共分明二相分り不申候、漸其暮指引之書物遣候
得共、年々之櫛実斤高も相場付も無御座候、初り未秋直段五十
匁と計有之候、其年方午ノ年迄拾式ヶ年之間斤高相場付も無御
座候、拾三ヶ年めノ未ノ年方去丑秋迄七ヶ年分ハ斤高書付、ち
きり日用賃^{（雇）}迄書付有之候、前十式年之間は斤二付七分方四、五
分位迄二直段仕候、第一指引二成候年数ハ斤高相場も不仕候儀
不審二奉存候、十三年目方去丑年迄七ヶ年ハ直段も下直二相成
候、殊二櫛木末二成り候故なりおとり、斤目も減シ申節は委ク
書付有之候儀旁々不審二奉存候

一年々右利銀過不足有之候へハ催促有之、差引仕管之証文前二御
座候処、去秋迄拾九ヶ年之間何之音信も無御座候、初年未ノ秋
はち代五十目と書付二御座候、右利銀百七十五匁と御座候、五
十匁ハ三步也無之候所二錢不足分催促も不仕、尚又数ヶ年終
二不申来候、此節二至り不足式メ目余と申来候、此方二て算用

入申候処、最初四ヶ年迄元利皆済仕置て、百四拾壹匁余過有之と相見へ申候、其後十五ヶ年分式メ目余之櫛代横領仕居申と相見へ申候

一 式拾ヶ年以來櫛商売仕候もの方年々之控僉儀仕候処、未ノ年ハ壹斤二付七分仕候、初ノ秋実五百八斤有之候へ共、五百斤二揃シ申候て右相場を以見合候処、代銀三百五十目有之候二百五十目と書付遣申候、案外千万ニ奉存候、右櫛木百五十本植立元文二巳年那珂郡山田村日家方植付遣し、寛延四未年迄年数十五年相成候、其前年々勘兵衛方江櫛相払候故、なりかへノ儀も能存居申二付引当ニも相望候と相聞へ申候、五十目と有之候へハ一本二付壹分ニ相当り候、櫛之儀ハ御家中方江も能々御存シ被成候事ニ御座候へハ不及申上ルニ事
右之通少も相違無御座候間被遂御詮儀可被下候、此段重疊奉願候、以上

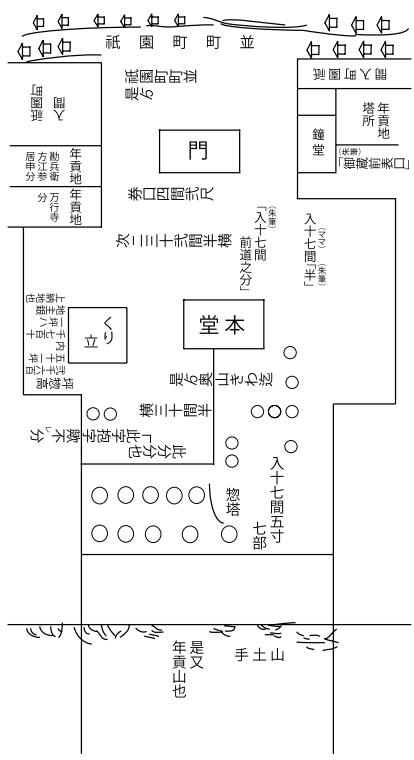
明和七年 万行寺
寅ノ八月 正清

時枝長太夫殿
森 源大夫殿

一 勘兵衛江当寺地面相払古絵図
一 当寺境内絵図如左

但し、勘兵衛江当寺方売渡候儀此絵中ニ相見へ候、此絵はいつ之頃認候哉年代不相分、勘兵衛方江参居候分と申儀認図中ニ相見候間、安永二方巳前之事歟但被按候、此図は本書ハ竹若番ニて左官

中村氏左官正吉之筆歟ニ似寄候間、同人七十余歳ニて相果候二付同人相認置候哉其頃ハ全不分、改等も有之ニて其後事之子細も有之歟右人別壹銭切相頼候節式文切之節入用二付今も当山際之抱ニ可有之歟二候へハ、此図相認候哉と存候辺も有之候、左候へハ寛政十三酉年ニ相認候儀哉、又ハ文化十式、三年之頃認候哉、且又此認之紙ハ香典紙ニ候処、大工又市母合羽屋かつまや清次郎・太助・弥兵衛内さらさや佐兵衛等□人之名紙之裏ニ在之老人江承り合、且ハ古キ日那帳詮儀可申事申候ハ、時代相分り可申事
〔且又山崎江売渡候■地面之高不相分候事〕
〔頭書〕
「根元其故ハ此図ニ有之候勘兵衛江遣候地面ハ、只今之経蔵方下ニて地面ニ可有之町側■之地ニ相当候可有之哉ニ、前々渡シ置候辺も有之ニ付二付如此ニ御座候哉然ハ此地面只今ニてハ金右衛門并藤助抱之裏ニ相当候事共ニ哉候へ共巳前ハ勘平之地ニも候哉可致吟味事」



一其後十七世曇龍代、文政十亥年四月頃方経藏之地正木金右衛門方当寺江買入二付事、五匁式分は金右衛門方先年来取来候、右買入後八金右衛門方古来取立来候銀十三匁五分五厘二銀五匁式分相増、合て十八匁七分五厘二相成候事

但、此五匁五分八手元二八年中行事と申帳二右金金右衛門方差出候様書送有之候へ共、初年ハ如何ニ候哉其後嘉永五年十一月迄も金右衛門方十三匁五分之分は取立之書居候事

○尚又右買入之儀金右衛門方証文も只今迄当寺等閑二付差人不申、寺社方券帳も直り居不申事

○且又十三匁五分五厘之外、金右衛門方判賃三分取立候旨古来方之儀二候処、右文政十亥年方経藏地面買入二付判賃も四分翌子年方錢二て七分五厘相増、合て四分五厘二相成候赴年中行事ニ相見へ候事を候へ共、其分も金右衛門方取立不来候事

○前段ニ有之候祇園町年寄甚右衛門控之分二十九坪と有之二付、此坪数正木氏方当寺へ買求候哉

〔朱筆〕一其後天保六、七年之頃、順正寺江参り候道口ニて同寺不入用之空地有之を、博多須崎町檜崎氏紙屋甚平墓所ニ囉受候、尤世話人ハ五平妹む川端町紅屋武七順正寺講中を以入口入有之、則同寺承知ニて五平江渡方相濟、只今程ハ五平墓所ニ相成候事

右渡方之地面坪数多分小志間計歟と相覺居候、右五平墓之内ニて当寺地面も入り有之歟と存候故坪数左之通ニ候事

○右囉受候証文順正寺方取置候様、十八世龍城方度々紙五江申入候へ共、此度之地面も少々右墓原へ入り有之二付、地錢当寺江相納

之儀相論候哉ニて一向証文順正寺方取置不申候事、追々受取方急速可申談事

一文政十
一天保十三

〔朱筆〕一其後天保六、七年之頃、瓦町堺目ニ相成候東ノ土手敷之処、黒田播磨殿家来方掛屋敷相立候、尤右世話認ハ山崎九郎左衛門ニ綿屋之事候由ニ候処、右東側山土手之東側此方江一円届も無之、志間余も打崩し掛屋敷相立候二付、播磨殿江出入致候檜崎次吉十九文屋カノ事江先住曇龍方頼ニ相成、次吉も掛屋敷相立候、家中江名元引合可申旨ニ候へ共、其頃白水要左衛門朱筆御救之銀札之被相仕組有之、国中大にぎや

ひニて治吉も当寺も混雜致し配下中拝借願出、朱筆大混雜ニて治吉も同様取紛其儘ニ相成居候処、右掛屋敷江播磨殿家中も格別住居無之、近年十年余已前歟、高場正山と申表粕や郡須恵村わ眼科之医師買取住居致居候処、右掛屋敷之内江当寺山土手之境木入込候二付、葉枝葉伐り除之節ハ正山は正直成人体歟、当寺江両三度も相*へ当寺之許を受ケ、枝葉ハ正山方相卸し候事

○且又彼方右家中某方其節相築候練屏も当寺寺内へ入り込候事、朱筆其後三輪省吾墓所囉受候節ハ、右家中方築キ候練屏ニ準シ屏を継立、三輪氏方相築候事□三輪氏ハ近年土官ニ御取立ニて当代を三輪茂と申候、博多西町方只今程ハ養巴町ニ移住之事

一天保十年亥十一月、分見方名元紛失方当寺之地面被相改候節聞其心得可致、且又当寺境内絵図差出候様寺社方申来、左之図面右分見方江

致、且又当寺境内絵図差出候様寺社方申来、左之図面右分見方江

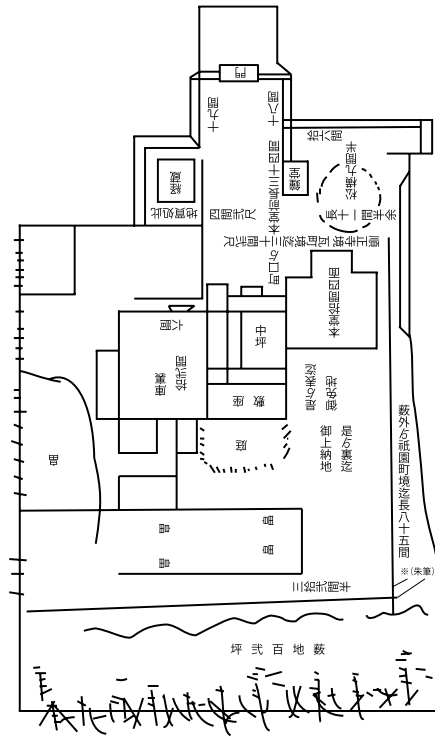
寺社役所へ出候様ニも存候詮儀之事〔朱筆〕「寺社方江」差出候事置候処、其後分見被見改被見届候事

○右八十八世龍城代二候事

○但、此絵図ハ厨子町居住釜屋傳次江相頼認候事

○此時迄当寺境内何分急度ハ相分り不申、大概ニ認差出候事此方二て間数現存之処を繩ばり致し、其分を書付左二右之通差出候事、

仍て古来之記録と相違も可有之候得共為後代写置候事、此図面之中朱引キ有之候も右寺社方江差出候、本書之通ニ此処江写置候事



一 右経蔵買入之地面之処ニて江、金右衛門江今井藤助江経蔵カ右并後之方ニて練屏当寺方築立候処、西南之間ニ相当候右側へ屏之裏ニ相境ひ居候練屏之外町並之方ニて当寺寄方練屏築キ有之候処、嘉永五子春ニ承り候処練屏築立候の已後、右練屏之外ニて半間計り当寺地面ニ候由今井藤助方〔朱筆〕「口上を以」申出候事、全々半間丈ケ右半間丈ケ

引退ケ遠練屏修理覆之節、他家の地を踏ミ不申様ニ之心得を以遠慮之上意を以右文政十亥年当寺方築キ方ニ相成候哉と相聞へ候、但し右之趣ハ文政十亥年方上納五匁五分相増候処ニて二付考見可申事、弥左ニ候哉右を以坪数尚又ニ引合せ右申出ニ相違無之哉否事

一 其後

一 釜屋傳次申候御免地ハ多分只今之本座敷之檐一杯ニ相成、夫方御年貢上納地ニ相成候処相見へ候段申居候事

一 其後順正寺

一 全体順正寺と当寺ハ先年境内諍論有之由、依之釜屋又平弟早申候得共右之記録只今一向ニ相見へ不申

且又只今順正寺境目ニ石蔵屋甚平播磨屋孝助之墓所有之、右此墓所之練屏ハ右諍論已後練屏相築候由同人趣ニ候得は、土居町釜屋又平弟早平被申ニ申候事諍論有之儀無相違旨被申候事、但諍論之記録只今不相見、且又右諍論之年月不相分候事、但石蔵氏之墓古キ分を吟味候ハ、其頃之諍當寺之分夫方少し已前ニ可有之之公事公事有之と相心得、右控年月不相分歟

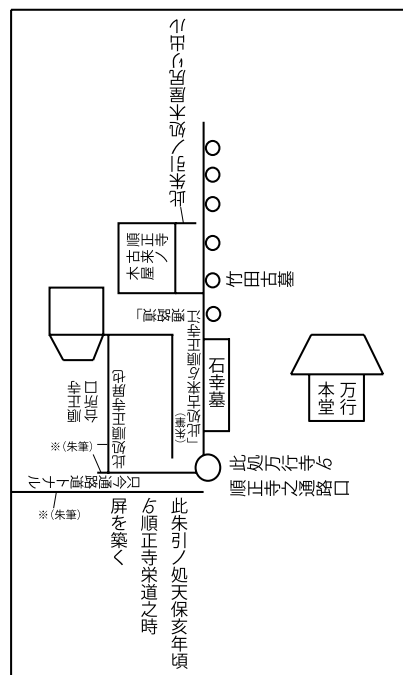
一 近年

一 惣て順正右順正寺石蔵屋孝助之方順正方墓所ニて順正寺と相境ひ候練屏之後ニてを通り半間計り之道順正寺江台所口江之墓原之方野辺向ニ山上向山ノ方迄通路有之、先住曇尤半間計も有之居候て、其道方順正寺へ罷越來居候様相成居候処、天保文政十戊子夏頃歟、順正寺榮道在京留守中ニ存立、右石蔵屋ノ境屏之東口角方横豎ニ相続き〔朱筆〕「通路相関キ候、其後壹兩年を経、只今之屏を相築立ニ相成候事、

是も然二前頭之通右半間計も古来方之道有之通路古来方石蔵屋ノ墓ノ後方右寺ニテ通路之道ニ有之候ニ付、此半間計之通路も定て当寺之境内ニ可有之哉と存候へ共、前頭条之通当寺境内間数不分り二付、当寺方何事も引合不申候事、勿論順正寺方右通路開道之節何之引合も無之、右相開候仁ハ順正寺栄道之弟二て兄曾ハ裏粕屋郡筵内村泉林寺住持大真ニ候事、右体栄道留守中之、相開之儀不審もの歎ニ存し置候事、其後壹兩年を経、当寺旦那柳原ニテ儒官竹田茂兵衛方と申仁、同家先祖之墓壹ツ当寺本堂之横墓道ニテ東側之第一番ニ有之、右墓江石蔵屋同様練屏被相並之二順正寺方竹垣いたし仕出したし候、然処已前ハ右半間計も石蔵屋墓方引退き、順正寺之竹垣有之儀と相聞へ、右新道出来已後ハ弥右東側■之墓へきはかり、竹垣被致候処入ル来有之、然二当寺旦那右茂兵衛も去ル文政十一子年六月七日卒去ニ相成、逍遙陸簀羅亭居士と号ス、墓の背大小さしなりニ掃除も被致能有之候へ共、近年方次第ニテハ何分掃除も郡方被渡之旨を以罷成旨ニテ、壹両度引合も順正寺「先住栄道江」引合も有之候へ共、是も先ツ其儘ニ相成来候事兎角之返事も無之

〔頭書〕
右練屏出来已前々新道順正寺方被相開、已前方儒官竹田茂兵衛当寺本堂之横ニテ相当り候、石蔵幸助之墓所東之尻方漸々ニ右半間計リ之通残余ニテ少し前ニ引キ、当寺本堂只今之横ニ相当り候処ニ当寺旦那之墓一筋古来有之候処、石幸之墓所之屏尻東角を目当ニ候ハ、漸々順正寺方当寺之竹垣を順正寺方入レ込居候、右ハ其節二何之氣も付居り不申候処、全ク右半間計之通路を塞キ候、同寺之地面ニ致候含ニテ致候事」

一其後昨嘉永五年之春正月廿五日、当寺境目ニ植立ニ相成候、順正寺分之銀杏本本口廻り五尺、長サ五間之分壹本墓所障ニ相成候間、御用木ニも不相成候ハ、御見分之上拝領被仰付度旨、伐方之儀寺社江同寺方願ニ相成、其後願之通伐方致候様被仰付候旨ニテ、則拝領ニテ同寺へ伐取ニ相成候処、同年分間前方木屋壹軒再建有之、此分も已前々方ハ木屋尻り半間計も当寺之方ニ相寄り、殊更両度ハ木屋寺之屏方外■此方之地面へ落候只今ニテハ竹田簡吉殿方之墓ニきしり一円墓背之掃除も難致事ニ相成有之故、右木屋建方之節簡吉方墓ニ不相障様口上を以順正寺へ申入ニ相成、承知之返答有之、則当寺方も程能竹田へ返答致呉候様当任栄達方被申置候得共、口上ニテのミニテ木屋尻り只今之通ニ墓後ニ差詰り居、勿論木屋建方之節境之儀当寺之何分引合も無之候事、別て勿論両度ハ右石幸之墓原境屏■之角方内場ニ入り、寺当寺内之地面江落込不都合ニ候事、則屏之間皆諸中杯も不承知之旨申居候得共、聊之儀ニ付先ツ其儘差置候



一 当寺土手敷の東側尻江順正寺と順正寺と相境ひ候地面ハ、嘉永式、

三年之頃当寺旦那西町住渡辺与助方同人墓所ニ相渡候節、石垣を与助

方相築候、其節ハ朱筆与助方「順正寺住僧」栄道江も同人方引合候処、

承知之上ニ朱筆先「旨同上ニて已来」右石垣相築候事

但、当寺地面之間敷不相改、大概目分量ニて右之通境相改置候事

右土手敷の石渡辺紙屋与助之境方見下シ候へハ、順正寺木屋余程当

寺江入込候道理ニ候へ共、根元銀杏之木ハ順正寺方先年来植立、

右銀杏当寺本堂之横之ニ有之方と目印ニ取り見候取候へハ、格別順

正寺方無理ニ地面取り之当寺へ入込候訳ニも不相見、何分券帳前并

二正因師の筆記ニて取調子可申事第一二候、左候時ハ当寺境内坪敷

他方方取方有之哉否一切相分り候事

一 瓦町進藤竹垣之事同寺之記録ニ在之可見合事、天保八年之冬十一月

之頃瓦町江竹垣壁古来有之候へ共、近頃年相損、尚又竹垣致候節当寺

講中方同町年寄肴屋源助江申入、同人立合之上念同見分ニて右竹壁い

たし候事

○但、右竹垣ハ当時進藤善藏瓦町住、町方附役之ちん竹壁を目当ニ取り、夫を

以当寺境之竹壁取計候事

○其節瓦町小奉公人方も彼是申候人も有之候へ共、源助方此方存知候

ニ付候て何事間宜敷取計候旨申候て、何事も不被申立候様ニ申聞候

間無如在竹垣いたし候事、当寺講中申候は全体当寺ニも瓦町ニも少

々券帳之外ニ空地有之様ニ源助相心得合、中墨を取り右竹垣之境宜

敷双方瓦町と当寺と双方宜敷様ニいたし候儀と被察候段申居候事

一 右進藤善藏のちん竹垣壁ハ、当寺之境内ニ半間も出入テ候由ニ候へ

共、右出入テ候根元ハ、最初ハ先々住十六代正栄住職之時当り方之

儀ニ候由、尤其節ハ善藏儀町方之手附ニて勢ひ有之事ニて、当寺方

何事も寺社江不願出由ニ申伝候、同人儀其後ハ寺社方矢張り右手附

役ニも相直り親子共被相勤候間、先住曇龍も先ツ其儘ニ被差置候事

右ニ付只今ニてハ善藏之ちん竹壁但しを目当ニして当寺之境壁相立

居候事

尤、ちん竹之横ニ善藏之練屏有之、此屏一杯ニちん竹を当寺之境ニ

植立ニ相成候事

一 順正寺境木ニ銀杏敷本植立有之候儀時代不相分候へ共、宝曆九年当

寺伯林師を国退歎被仰付候節ニ、順正寺方植立候ものと相見へ、其

節右銀杏当寺境内ニ入レ込差入植立候半哉と存候

但、右銀杏之内壳本小き分ハ当寺之銀杏ニ候由之申伝候得は、其

節立合候上植立候哉不相分、尤五、六年已前方一切順正寺方伐払

等致候、同寺方余程植立置候事ニ候哉、何分土手方相咏メ候へハ

当寺江入込候植立方と相見へ候事

一 当寺台所之東ニ木屋老軒嘉永三戌年八月頃九月二日方致再建候、其

節も境目之儀講中方瓦町先キ之年寄肴屋源内江申談候処、是迄之相

建チ居候通り見計ひニ建方いたし候様申事ニ付、先年来相建居候跡

江致再建候事

一 嘉永五年子春三月■廿一日方四、五日之間ニ、門前表口西側四間

式尺之処江当寺方練屏老ツ相築候、其節ハ東西側隣家ハ今井藤助抱

風呂屋与助之地ニ付、祇園町石屋善助を以て引合候処、故障無之今

井氏故障無之程能承知有之候事

但し、右練屏全ク当寺抱四間式尺之地面之■内ニ相立築置候へ共、
屏之厚ミ半分程今井藤助之地ニ入込候得共ニ付、已後右藤助抱分屋
敷若し相広メ建替候儀も候ハ、右屏之鼻厚ミ之内ニて半分計ハ則
町側屏ノ鼻少シ打落し候様之儀ハ、当寺江承知致置呉候様談合有之、
於当寺も十八世龍城并講中共其儀承知致置候事

右三月廿一日ニ来り候世話之人ハ、古小路町絹屋伊助山崎氏、西町米

屋長藏後藤氏、紙屋宗平檜崎氏、但紙屋五平、之甥也、右平ノ養父、右三人二候事

一全体土手数敷下之水道郡地百性水浚へいたし候節、此方の山の根を
切落し、泥土を田地之道江上ケ候て候間、自然と後年ニハ土手相減

し、寺地堅之間敷も少々ハ短ク相成可申候事「相狭」減（朱筆）「可申事」狭少

二及可申旨段々相短候ものも有之、已ニ寺社江順正・東村其外土官
之内方願出置申仁も有之候事

一又横三十間半、入十七間五寸七部之処（歩）ニて、右十七間五寸七歩方追

々寺地出テ可申候、其節ハ只今の土手已前ハ山と唱候、文政六、七
年頃迄ハ少々山様ニ有之処、当寺方下男いつとなく畠ニいたし、近

年ニてハ弥土地相分り、追々ハ平地同様ニ相成可申ニ付、間敷寛保
三年正因之記録方入り之処ハ近年相延ビ可申事

一当寺ハ東長寺宛り之如く、表通り祇園町江相境ひ候大松の下墓所之
処之屏も半間計り、当寺江引取候て屏相築キ有之由祇園町之者申居
候事、左ニ候哉

一惣て地主銀上納之処ニて、壹坪ニ付何分掛り之処何百目ニ相成候処
を以只今之寺地惣高心得置可申事、則文政九戊戌年認ニ相成候十七代
曇龍年中行事と申帳ニ左之高有之、但此分等ニ相調子候訳をも、十

二世正因代ニ不相見、古来申伝候所を以認置候儀と相聞候得は、年
行司役所之分追て写取、已後之居りニ可仕事

右高写
津中切立分銭高

一銭高四百五十目

内

銀貳百貳拾九匁六分五厘 上納前

代銭四百貳十壹匁余

但、凡ソ百文かへニして

別て廿九匁程

年行司方当寺へ納入来ル

尤、銀相場■高下ニて増減在之

一銀拾壹匁八分八厘 藪銀上納前

但、銭壹匁貳百三十六文

右ハ犬飼村庄屋方取ニ成候節相渡ス

一弘化四年十一月ニハ同村庄屋助役清七方、右銀拾壹匁八分八厘分

壹匁貳百三十六文之外ニ、貳足判賃として貳拾四文相増し申

来、則相渡置

其前年十一月ニハ右廿四文ハ不申来、是も其時々庄屋へ心得と

相見候

但、歩足判賃と申ハ尤之儀候哉、当方方彼是申事可為無用事

一正木金右衛門方取ニ来候銀十三匁五分八、年行司方若哉一同ニ津中

切立ニて相納メ候へハ候分内共ニてハ有之間敷哉、左候ハ、不入用

之金二候、追てハ取調子可申事、乍然古来九十坪正木金右衛門分当寺へ壳渡二相成旨哉、長者之書付二相見、其九十坪未夕当寺へ券帳不相至二付、喜右衛門八金右衛門之地二付同家方当寺へ取立上納致来候哉、然二右九十坪八千七百十一坪之内二は、此千七百十一坪之八百三十八坪と百式坪にて式千六百五十一坪に相成、此分古来上納致来候儀二候旨正因師之記ニも相見候二付、右正木氏方取立候金子

■二相当申候と相見候、何分之儀哉詮儀之事

一 右坪数之儀古来種々書立送り有之、一途二無之如何心得可申哉、仍て今私二左之五門分別致置候間向後尚又相考可申事右にて決着可仕可致事歟

一 寺社下札門

二 寛保割出門

三

一 古兌校〔朱筆〕異門

二 古記紛乱門

三 寺地広狭門

四 寺社下札門

五 寛保割地出シ門

六 上官納銀決義門

第七二〔朱筆〕今時校生ナト他正量門トハ、当丑年之地面間数を明二相印

し置候事

第一二古説校異門トハ、上来聊顯之寺地広狭間数・坪数等取調子、

壹枚之絵図ニ致、左之通此古説皆紛乱不分ニて紛乱之説ニ候間

証拠二ハ難相成候、間二ハ証拠ニも相成もの有之候へ共取捨可致事

第二古記紛乱門と申ハ、前顯之旧記坪数多分一余不同一同ならず、畢竟寺之儀不調子故二候間、坪数旁絵図迄も証拠二可相成儀ニ無之、仍て前段之書記■旨故心得多分差捨候程之心得二住し可申事

第三寺地広狭門とは当寺之坪数、先ツ正因之記録ニ相居可申右二有

之坪数之内にて、或ハ山崎江売〔絵図〕通、又ハ進藤氏方半間も入

込候模様、又ハ順正寺方差入り候哉二相見候儀、且又山崎勘兵

衛方九十坪、又は正木金右衛門方経藏地買入等之儀、皆此中二

て広狭之次第也門の義も此中証拠入候節二相成候書付も有之、

此方ハ狭シ、見込ニて証拠不相成分も有之、又ハ地狭り候哉儀

ハ弥左ニ候哉、糺も不致目分量にて記シ置候儀も有之

第三寺社下札門ト申ハ、十世正賛之時ニ候哉、寺社方之証拠下ケ札

有之候と相見、此分前文ニ相記し申述候通り天保四巳年ニ写取

候、寺社御役所券帳ニ少も相違無之上ハ、正賛在任中又ハ其後

歟ニ被下候証拠ニ相違無之候有之間敷候条、此証札一通全ク当

寺畠坪数之居りと相心得可申事

第四右之通下札有之候得共ハ全ク寛保三亥方已後之事ニ可有之、然

二其已前当寺地面何程之坪数ニ候哉古記ニ難相見候得共、古来

其昔し方千七百十一坪二可有之、其故ハ当寺も地面割出ニ相成

候上は寺社方江右代錢と計ノ券帳有之候共たとひ寺社御券帳ニ

此坪数亥年割出之記録無之共右亥年奉行衆分見方立合之上割出

二候条正因之記録之通外、坪惣高式千六百五十壹坪之外割出二
手敷之分百貳坪と相心得可相成存候へ共、右式千六百五十一
坪之処全ク其節割出之地面二候哉、然二此分を当寺坪数永代之
居りと心得置可申事

第五二上納銀決義門と申ハ、寺社券帳御下札壹枚前之分永代居り二
有之候へ共、右右ハ寛保三亥年方割出二付御下ケ二相成哉二存
候、右割出之分をも正因同年其人方上納致来候得は其故ハ前条
二も申置候通、御下札二此已後も右敷銀計り出居候へハ、全同
年以下二相違有之間敷候、然二右御下札二有之惣坪高式千六百
五十壹坪と申所之処江、壹坪二付壹分五厘掛り相成候てハ、急
度証拠二正因師記録之通り銀式百五十六匁六分五厘二相成、此
分大概正因師の記録之通銀式百五、六十匁上納と申分江合ひ候
二付、右上納を以弥当寺地面之坪并且ハ御免地敷銀百貳坪之処
を以を以弥当寺之上納坪高と相心得、永代坪数之証拠二可相成
候、但し此分計り二てハ御免地并敷銀上納之分ハ別段二手入り
不申候へ共寺分ハ御下札之高二て証拠二銀高之処別段二候事、
全以何様御下札を以証拠と可致事相成可申事、上納銀之処深く
心得、右を以一体之居りと存置可申事決扱可致候事、
二有之候上納高之通年行司方旧年来上納致来候ハ、此決扱少
々相動き可申事

〔朱筆〕
一〇年行司方納メ候上納高ハ、右下札上納高と文政九戌年二仕立候年
中次第行事ノ中に有之候上納銀高と引合候二付、此儀次第二相成
候事、則銀式百貳拾九匁六分五厘之高也、近年年行司方上納高承

合を右を以決扱可仕事」

○〔朱筆〕
「若又弥年行司方右高相納り居候ハ、御下札之処を以相居り可
申儀二候へ共、最前寛保三亥年二上納銀相増候儀ハ、於同役所如
何御才判二可相成可申事二候哉、若已後諍論二も及候ハ、此宛り
相含ミ置可申事二候

右五門の中最初の第二門第一、第二門は、正不正両義相交り証拠二
ハ難相成候、全ク為念古来之旧記を■已後考合之ため認置もの也迄
なり、第三、四、五の三門はいづれも正義のミ候事二て証拠二相立
候事

一古来坪高紛乱之考如左
此処二函をこしらへ可申事

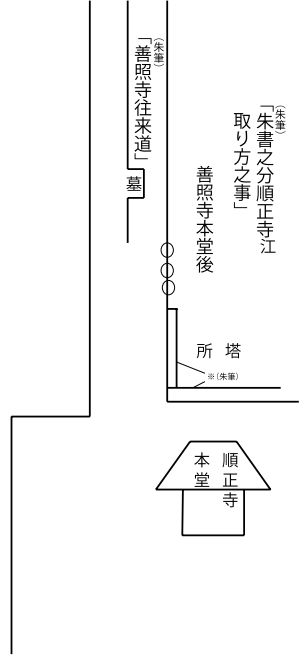
一当嘉永六癸丑年三月二相改候寺内坪数正量左之通
此分未々不相改、追て相改此処二函面可加入事也

一順正寺・善照寺、瓦町・祇園町之券帳左之通
此分寺社方写取、此処へ控置可申事

○〔朱筆〕
「一善照寺も順正寺方、天保十五、六二子年之頃先住榮道代二本堂
之順正寺本堂之前左之通地面取方二相成候段、善照寺当住大震囀
有之、尤右善照寺地面を順正寺江取方之儀、那珂郡白水村浄運寺
先住大桃幼年之時善照寺伴僧いたし居候二て能々相覚居事、其節
方ハ右天保年中二至り、余程左之地面自然二順正寺へ取方被相成
候段申居候事と囀有之候、右取方之路江五、六年前方木松を植立
二相成居事

○堀田 瓦町を辻堂出口迄

(やしま よしゆき…人間文化研究所 客員研究員)



「寺要録」の巻別内訳

巻数	項目	典拠	年代	
第一	1 御礼式之事			
	年始御礼（独礼之事）	由緒記（14世正清）、由緒記（17世曇龍）	安永2年3月、文政3年	
	年始御礼順	万行寺由緒記	天保6年12月	
	寸志銀上納への賞誉	達書写	天保10年12月	
	坊守始め女子其他行之節絹帯着用御免（一代限り）	達書写	天保10年12月	
	2 寺地坪高之事			
	当寺敷地覚	記録（12世正因）		
	御免地	万行寺歴代由緒録、由緒記（10世正賛、14世正清、17世曇龍）、祇園町年寄甚右衛門手元控、祇園町年寄齋屋平四郎手元控、寺社役所券帳		
	当山境内地面御改量割出二相成候事	万行寺格録	寛保3年	
	〔山崎勘兵衛抱地所買求之事〕	曇龍反古（証拠之事、地主屋敷売券書物之事）、当寺境内絵図	安永2年	
	〔経蔵地面買入之事〕		文政10年	
	〔博多須崎町橋崎氏紙屋五平墓所之事〕		天保6、7年	
	〔瓦町境目二成東ノ土手敷、黒田播磨家来掛屋敷相立候事〕	当寺境内絵図	天保6、7年～10年	
	〔順正寺境目植立之銀杏と木屋取建之事〕		嘉永5年	
	瓦町竹垣之事		天保8年11月	
	〔順正寺境目植立銀杏植立之事〕			
	〔台所東へ木屋再建之事〕		嘉永3年	
	〔門前表口西側に練扉築立之事〕		嘉永5年	
	〔土手減少之事〕			
	〔祇園町境之屏之事〕			
	〔万行寺寺地把握之事〕	年中行事、記録		
	第二	大判一件之事		
	1 大判始	宗旨方式十三ヶ条之第一条	元禄10年2月20日	
	2 古来改所			
	3 万行相極事	本堂位牌所之張り付	享保18年3月16日カ	
	4 万行差支余寺相勤事（三業ノトキ）	寺格録	文化2年	
	5 先年方人別御改事	寺格録	元禄5年以降カ	
6 改所違例事	御触書	弘化3年		
7 改所復古事	奉伺口上覚、博多津中年寄惣代・月行司・年寄中年忍奉願口上之覚、御触書	弘化3年9月、弘化4年2月		
8 座列変法事		天保7年		
9 町人・格式町人座列次第		文政9年、天保6年、嘉永元年		
10 町役拜寺中・柳町座敷次第				
11 一朝軒座列先規				
12 奉行饗応始				
13 迎古一座饗応始				
14 奉行休座変法ノ始		嘉永元年		
15 津中家別一銭切始		正徳6年閏2月28日		
16 同人別式文切之始め	覚、別帳面々茶代出銅之事、当寺内畠下札之写、地主畠壳渡し証拠之写、〔永代証文〕	安永2年7月、寛政13年		
17 年貢上納年行司へ頼入候一件				
18 薄へり寄進一件		文政8年		
19 年行司を奉行挨拶始		嘉永2年9月29日		
20 同役来不来一件				
21 掃除代近來兩度にて八十日來一件	宿札受取申事			
22 古来・近代料理向一件		文政9年		
23 手附引残り一件				
24 法眷入來中絶一件				
25 講中相伴一件				
26 印判・花押一件				
27 毛氈一件				
28 奉行着拜帰見送一件		嘉永カ		
29 年行司酒出一件	寺格録	文政10年		
30 格式町人出銅一件		嘉永		
31 年行司附江酒出ス一件		嘉永元年		
32 万行・法眷一同奉行相伴之事		天保7年		
33 万行・法眷付役の上席相伴事		嘉永元年		
34 法眷引入後ハ万行も相伴不致事				
35 播龍齋江格式町人寄進之事				
36 山伏・座頭座席事				
37 諸宗列座次第事		天保7年		
38 当寺同日印形、庫裏にて町並宗旨改帳印形之事				
39 奉行家来酒食事				
40 奉行門前にて用所出来之節ハ本堂東余間ニ被參候事				
41 血判・奥判当寺にて一切受持事				
42 奉行座敷にて座方一件				
43 年々口上にて饗応案内手付衆送申入事				
44 そり櫓の本堂へ出テ、夫方位はい所江廻り座敷引取之事				
45 已前は大判年行司を当寺へ参居候由之事		文政5年		
46 寺内人馬人数目録差出有無之事				
47 手附控所向三年を横堂之事				
48 黒豆奉行へ出ス事		嘉永元年		
49 本堂にて薄緑寺奉行通路之処江敷置之事		嘉永元年		
婦之節玄關江薄緑寺敷敷事		嘉永元年		
菓子ノコト				
給仕人男ヲ止ル事		嘉永元年		
饗応変法事				

巻数	項目	典拠	年代
第三	1 当山馬場町を以今祇園町江移住年月考	石城誌、由緒記（17世曇龍）、千人塚、証文（三通）	
	2 万行寺前町之称号当町移住已前二有之事		
	3 只今之座敷井戸等出来候事	過去帳第四	天明3年7月
	4 松葉屋勘右衛門の相吊候墓	過去帳第四	天明5年8月
	5 釣鐘堂建立之事	過去帳第四	寛政元年12月
	6 五嶋元海寺旦那地借之事	過去帳第四	寛政4年3月
	7 墓所遺候間数之事	過去帳第四	寛政4年12月
	8 五嶋大連寺弟墓之事	過去帳第四	寛政12年2月2日
	9 門内練塀起立之事	過去帳第四	寛政12年7月
	10 祇園祭礼二付役人立宿受持之事	記録（12世正因）	享保19年
	11 東光寺村つるき塚一件之事	記録（12世正因）	享保19年6月6日
	12 地主銀五ヶ年賦にて上納被仰付候事	萬日覚帳（12世正因）	享保19年6月29日
	13 那珂郡塩原村にて万行寺教有之事	古小路町山崎氏、飴屋伊助談話	
	14 当山古来黒印二候処、天保五年年二月の永代朱印二相替候事		
	15 外村松源寺弟子四人当寺にて剃刀之一件	記録（17世曇龍）	天保4年10月4日
	16〔住吉村原田平九郎寄附の田地取扱之事〕	御寺法御国法御用日記	
	17 御正忌御座変法之事	口上、書状	
	18 当寺筑紫松之事		
	19 当寺之学寮を甘露窟と称候		
	20〔榎田宮下遷宮之節出財之事〕		
	21〔春吉正光寺之事〕	鎌倉將軍家譜	
	22 当寺五代目正海母ハ佐々木氏之由云云	鎌倉將軍家譜、信長記拾遺	
	23 十七世曇龍先祖源三位頼政と之事	鎌倉家譜	
	24 御笠郡二日市正行寺之事		
	25 御笠郡宰府来光寺之事	寺院帳	
	26 触頭三ヶ寺触頭前後次第	書物之条々	寛文5年5月11日
	27〔深香庵之事〕		
	28〔博多記載之書籍〕		
	29〔房州堀之事〕		
	30〔順正寺ハ妙行寺隠居地之事〕	博多（筑前）名所図会	
	31〔万行寺墓所之事〕		
	32 義昭將軍御教書之事	足利義昭御教書、曇龍書送り	
	33〔寛永寺之事〕	曇龍書送り	
	34〔万行寺前安竹新次之事〕	曇龍書送り	
	35〔釜屋半平先祖之事〕	曇龍書送り	
	36〔当寺旦那伊崎七次之事〕	曇龍書送り	
	37 徳永宗也ハ古代何代目之年行司之考之事		
	38 万行寺地面江榎田宮初請致度旨御圖を上ヶ候処、をり不申旨釜屋又平申候事		
	40〔万行寺由緒〕	正清書送り、石城誌、博多（筑前）名所図会、由緒記	
	41 当山雅子并三福神打入候事	由緒記、具原風土記（筑前国統風土記）、博多細伝記	
	42 当寺坊守を奥と申候事	釜屋半平云	
	43 馬場町称号之謂し		
	44〔先住曇龍控置書付写〕		
	45 猫ノコト、猫鼠之伝（曇龍之呻）	由緒記	
	46 明月古墓		
	47 柳が井ノ事		
	48 太閤様へ御本山を御進物有之事	妙行寺所蔵文書	
	49 順正寺宝物三通之写如左	下間頼廉書状、本願寺光佐書状	
	50〔万行寺御絵伝之事〕	由緒記、宝物書付覚	
	51〔銭高之事〕		
	52〔宝曆九年之騒動之事〕		

※「寺要録 第一」（萬行寺資料3816）、「寺要録 第二」（萬行寺資料3817）、「寺要録 第三」（萬行寺資料3818）の記述をもとに作成。

※項目名は史料に記載されるものを記した。記載されないものは〔 〕で記した。典拠・年代については明記される場合のみ記した。

※第二巻は本文前に目次が記されるが、本文の記載順と齟齬する。表では目次の項目を記し、典拠、年代もそれに合わせて記した。

博多萬行寺所藏「寺要録」翻刻

八
嶋
義
之

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報

第三十号 二〇一九年